

地域共生社会の在り方検討会議（第5回）

令和6年10月29日

資料1

# 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

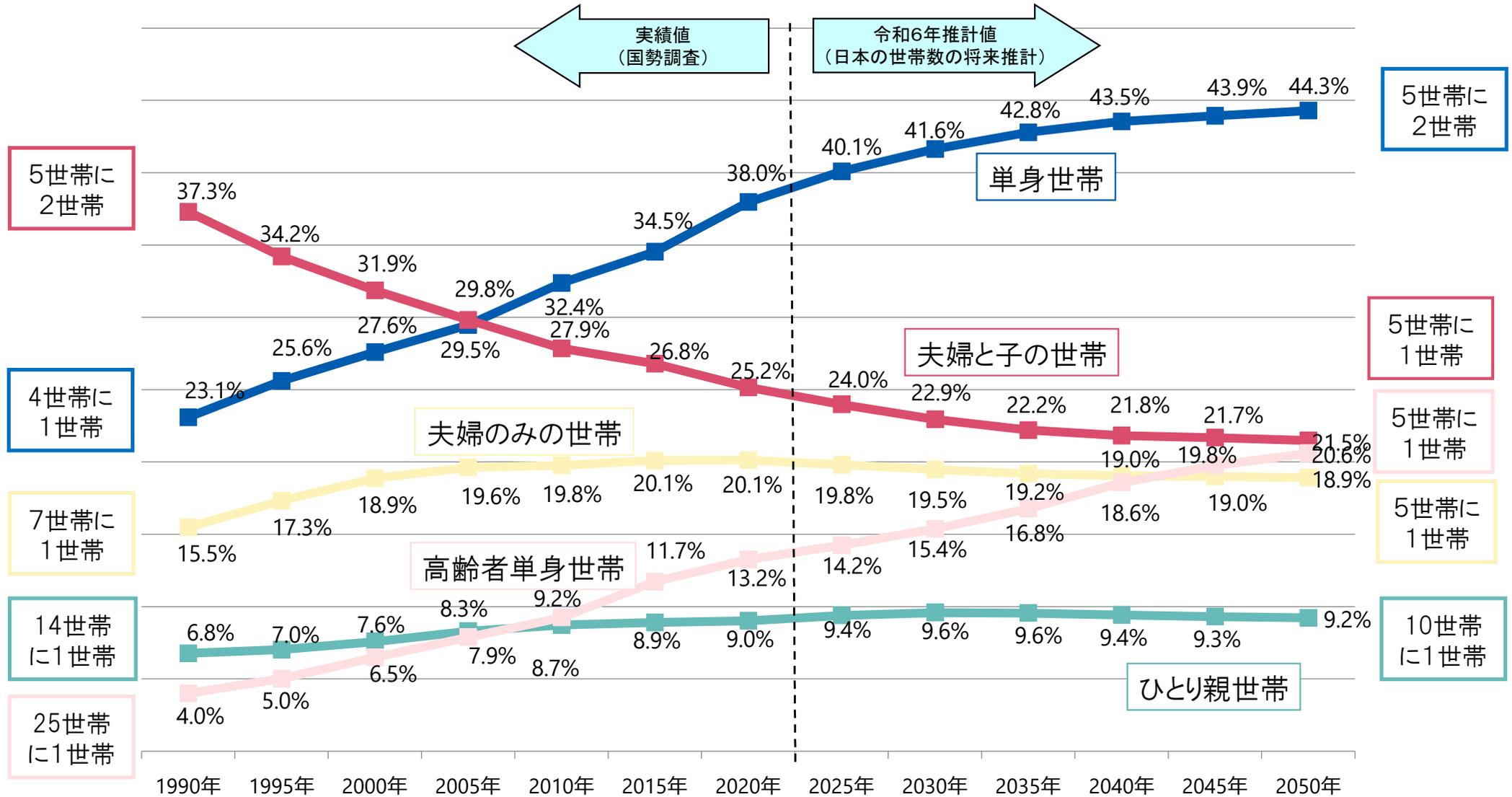
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 世帯構成の推移と見通し

単身世帯、高齢者単身世帯（※1）ともに、今後とも増加が予想されている



（出典）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6年推計）」

（※1）世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

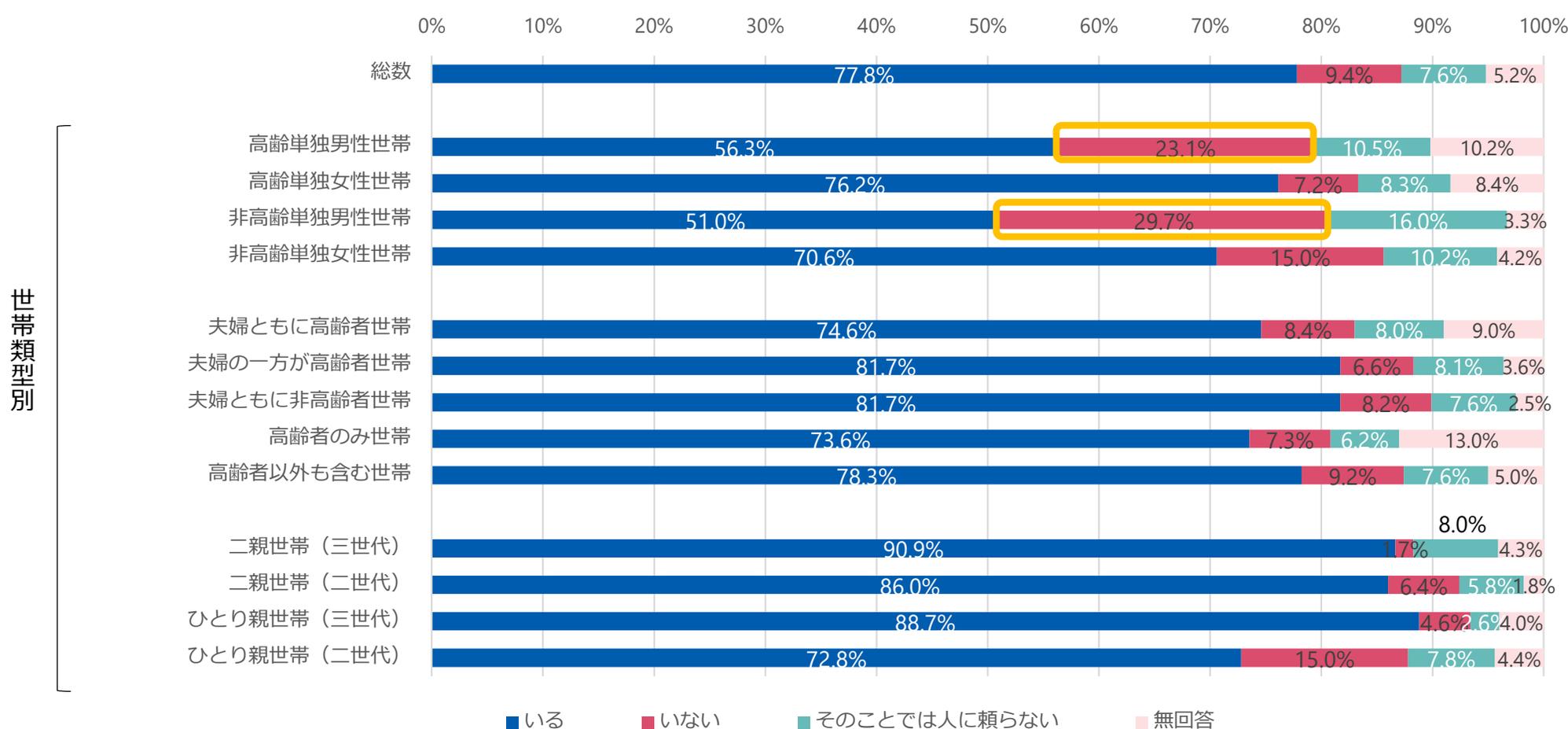
（※2）全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%（2020年）から45.1%（2050年）へと上昇。

（※3）子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

# 「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人の有無①

単独男性世帯（高齢・非高齢）では、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいない者の割合が高くなっている

「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人の有無（世帯類型別・2022年）



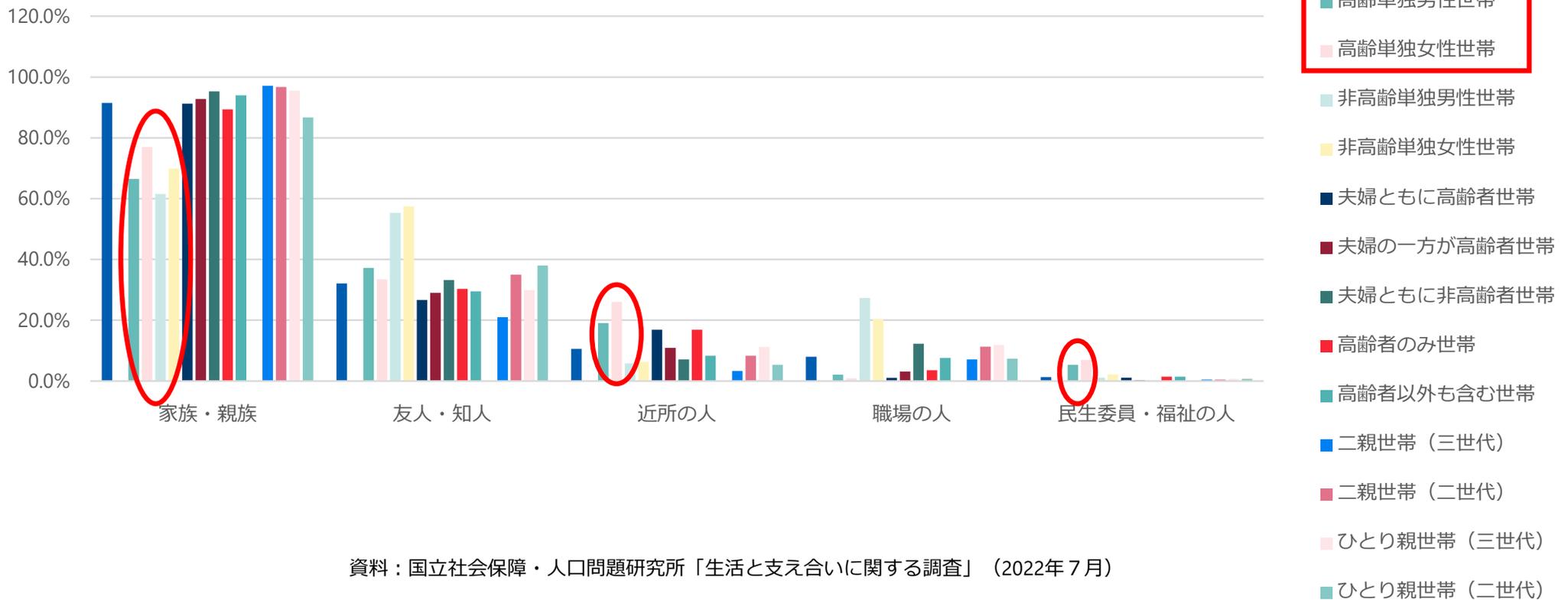
（注）「総数」にはその他、不詳等を含む。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022年7月）

## 「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人の有無②

- ・ 単独世帯でも、頼れる人として「家族・親族」を挙げた割合が最も高い
- ・ また、高齢単独世帯では、その他の世帯タイプと比較して、「近所の人」、「民生委員・福祉の人」の割合も相対的に高い

「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいる人の「頼れる相手」（複数回答）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022年7月）

（厚労省注）「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいると回答した場合に、その相手について複数回答で聞いたもの。

# 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄）

（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）

## Ⅱ 今後の取組

### 3. 「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人一人に寄り添い、伴走支援するという視点である。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付け、必要な制度的対応を検討していく。

#### <② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

##### ◆ 身寄りのない高齢者等への支援

- ・ 高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、**既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行う。**

## 第1 目的及び基本的考え方

### 2 基本的考え方

（2）一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築

全ての世代において、高齢期は若年期からの延長線上にあることを認識しつつ、歳を重ねることによって生ずる様々な変化や影響、必要なサポート等について、学びを深め、世代間の相互理解の醸成を図っていく必要がある。

今後、一人暮らしの高齢者の増加等が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。経済社会の急速な変化の中で、個々人が抱える多様で複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能とすべく、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備を始めとした取組が不可欠である。

また、世代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

## 第2 分野別の基本的施策

### 2 健康・福祉

#### （7）身寄りのない高齢者への支援

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりが重要となることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴奏支援等の実施や重層的支援体制整備事業等の活用により、自治会や町会、スポーツ団体やNPO等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。

地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、**都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。**

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、**身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。**

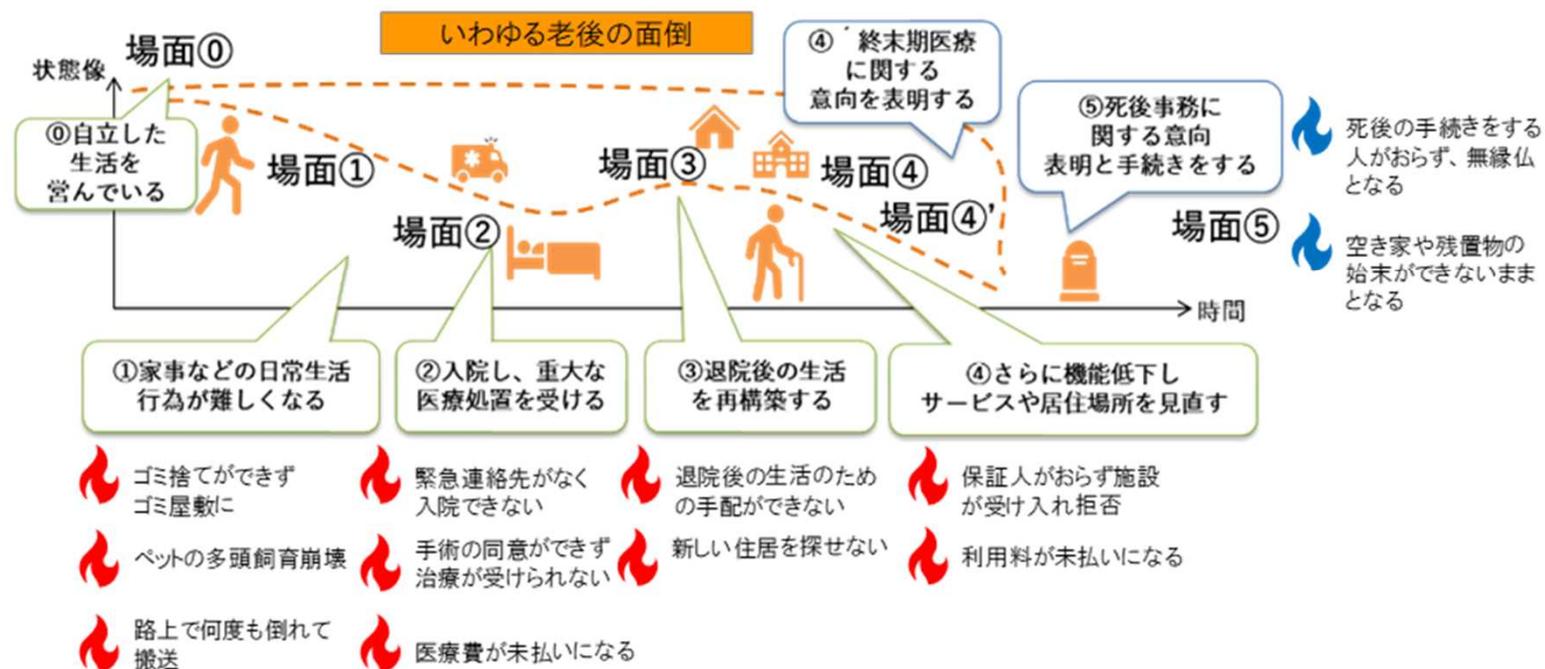
利用者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、2024年（令和6年）6月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき、事業者の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進する。

# 身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実例

○ 高齢期の問題  
解決の場面の例



○ 問題が解決し  
なかった場合に  
起こることの例



# 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

## 1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

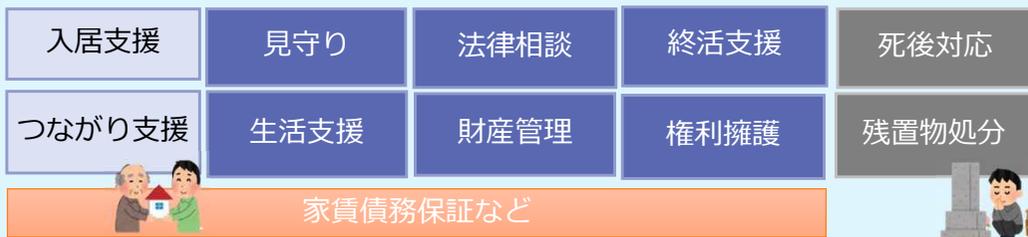
【補助率】3/4

### 1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

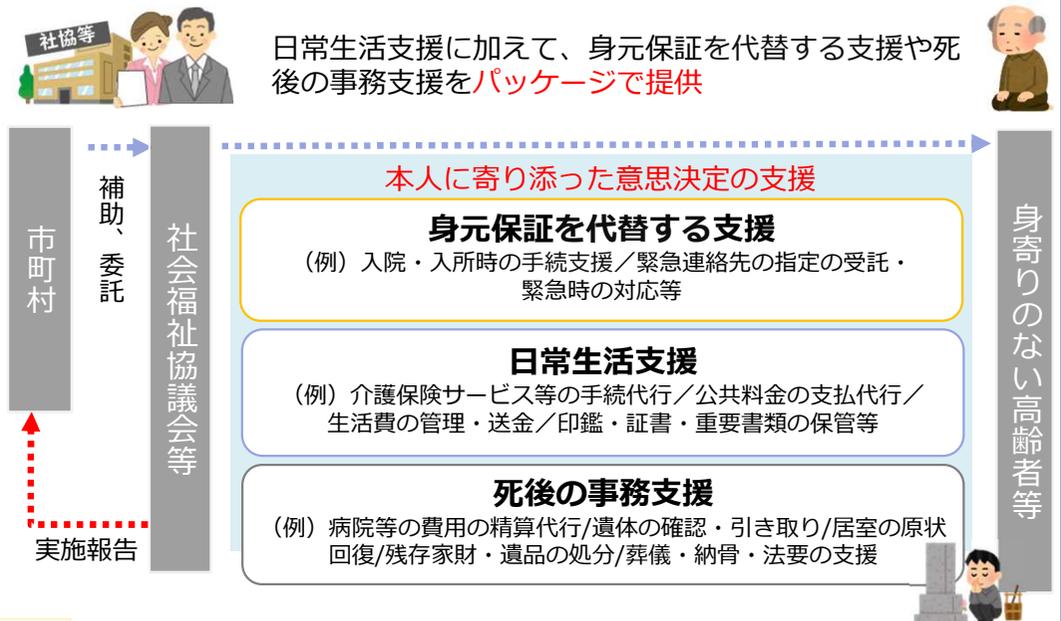


### － 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



### 2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



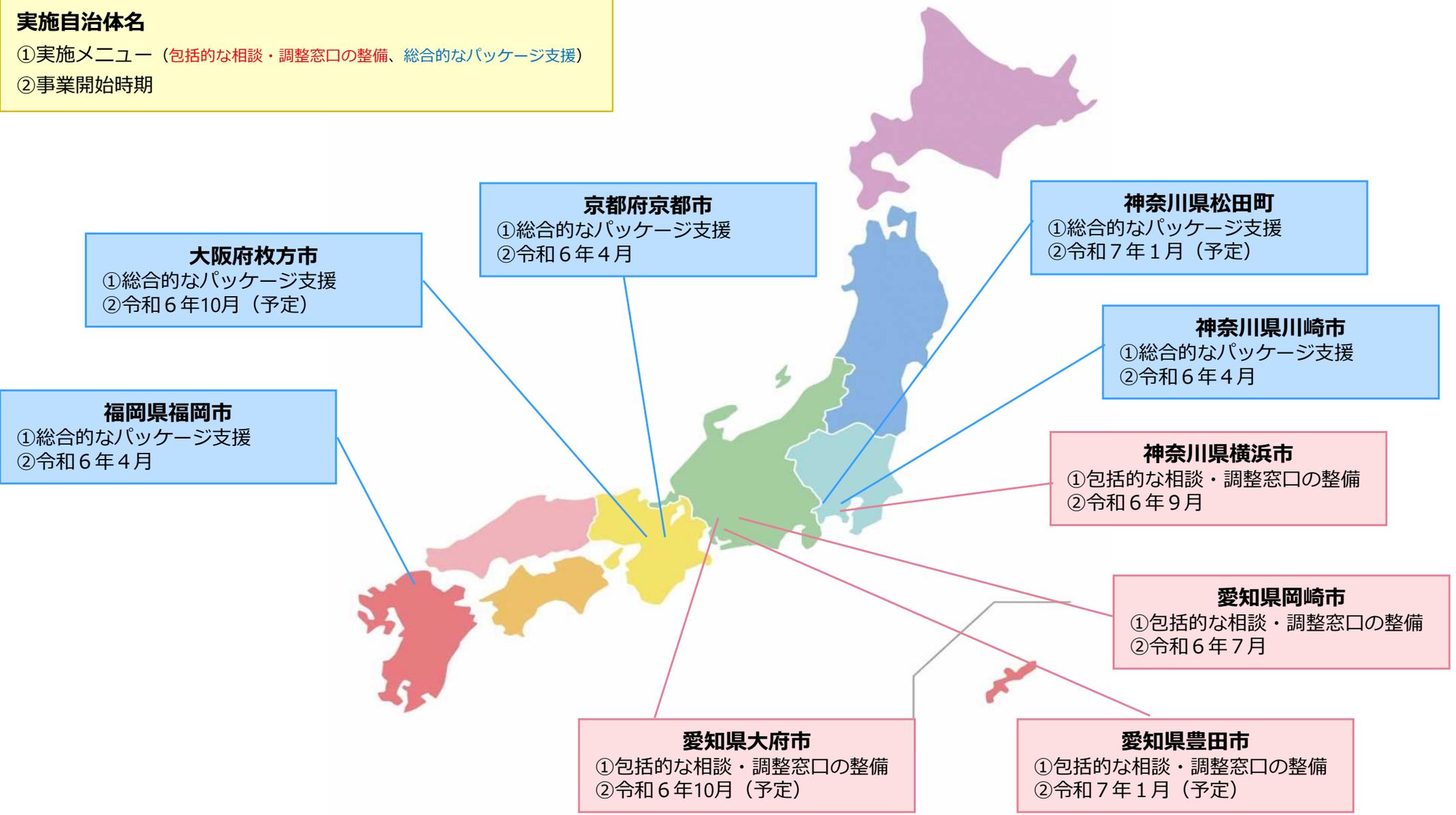
誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

# 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（R6～）の実施状況

令和6年6月28日現在、9自治体が実施または実施予定。

## 実施自治体名

- ①実施メニュー（包括的な相談・調整窓口の整備、総合的なパッケージ支援）
- ②事業開始時期



## 【事業目的の概要】

- ・過去の調査研究から、日本のあらゆる地域・世代を通じ、頼れる『身寄り』がいることはもはや当たり前とは言えず、『身寄り』がない事自体が「第2のスタンダード」としてとらえるべきとの結論に至った。同時に、限定的ではあるが、様々な社会資源・地域において『身寄り』問題に取り組む行政・団体があり、これらを組み合わせることで、『身寄り』問題の一定の解決を図り得ることも明らかにした。
- ・『身寄り』の有無にかかわらず、コロナ禍の中でも尊厳を持って生活していくことのできる社会の構築が緊急的に求められている。
- ・一方、地域の先駆的な一病院や一事業者のみが『身寄り』問題に取り組んだとしても、その特定の機関にのみ負荷がかかり、『身寄り』問題解決に向けての社会的合意が取りづらくなることから、地域全体で取り組む「地域づくり」を推進していく必要がある。
- ・以上を踏まえ、地域において『身寄り』がない人を受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」を作成することを目的とする。

## 【総括の概要】

### ①『身寄り』問題の解決に向けて社会に求められること

- ・本人が自分のことを自分で決めることが困難（認知症者等）であり、かつ、本人の意思決定を支援する家族等が身近にいない状態であるケースの増加を想定することが必要。
- ・本人の意思を尊重し、『身寄り』がない人の存在だけでなく、『身寄り』に頼らず生活したいと考える人が存在することを「当たり前」と認識し、対応することが求められている。
- ・「家族による支援」と「地域や社会による支援」とを並列化することが必要。個人を、家族や社会、地域等、全てのものから完全に独立したひとりの人として、その尊厳を最大限に尊重するという権利擁護の基本に立ち返る必要がある。

### ②『身寄り』問題の解決に向けて地域に求められること

- ・『身寄り』問題は、病気や障害の有無にかかわらず、また全世代的に課題が発生する可能性があることも鑑み、地域で総合的に取組みを行うことが求められる。
- ・『身寄り』問題の解決のためには、当事者、事業者、支援者のそれぞれが、それぞれの立場から『身寄り』問題に取り組む必要がある。地域で『身寄り』問題の解決に取り組む主体については、基礎自治体や、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括ケアシステム構築を目指す機関や成年後見制度利用促進法に基づく中核機関等のほか、地域の社会福祉士会や医師会、医療ソーシャルワーカー協会等の職能団体等が主体となることも考えられる。
- ・『身寄り』問題に関する取組みを進めるため、地域の様々な関係者間が課題を共有し、同じフィールドで議論することが必要。高い公共性を持った機関・職能団体が「主体」となり、地域の主要な機関が『身寄り』問題について協議できる「場」の設置が望まれる。
- ・地域でガイドラインづくりに取り組むことは、地域の様々な人・機関が『身寄り』のない人の権利擁護の必要性を共有し、当事者・事業者・支援者が協働するきっかけとなり得る。さらに、これを行政が主導・バックアップすることで、地域共生社会、地域包括ケアシステム、地域の権利擁護事業等と調和した形で『身寄り』問題の解決を目指すことも可能となる。
- ・ガイドラインやマニュアルはあくまでも手段や通過点。これらをきっかけとして、『身寄り』の有無にかかわらず、一人ひとりが尊厳のある暮らしを営める社会の実現が期待される。



- 今後、身寄りのない高齢者等が増えることが見込まれるが、既存の各施策も踏まえた上で、どのような支援が必要と考えられるか。
  - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題(身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等)に関する相談への対応の在り方について、どのように考えるか。例えば、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うなど、相談窓口の在り方についてどのように考えるか。
  - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応する民間サービスもあるが、十分な資力がないこと等により民間事業者による支援を受けられない方もいる。そうした方々に対する必要な支援の内容やその方法等について、どのように考えるか。
  - ・ 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制(関係機関とのネットワーク構築等)の在り方についてどのように考えるか。
- ※ 身寄りがあっても家族・親族との関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とするものではないことに留意する必要がある。
- ※ 検討に当たっては、地域資源・財源に限られる中、既に地域に様々な相談体制が整備されていること、支援の持続可能性、資力の状況は様々であること、第3回当会議の検討事項として提示した判断能力が不十分な人を地域生活で支えるための方策との類似性、既に他制度において関係機関間のネットワークの構築が促進されていること等も考慮する必要がある。
- ※ 併せて、令和6年度より実施している「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」の実施状況や、高齢者等終身サポート事業を取り巻く状況の動向等についても留意する必要がある。

## 参考資料



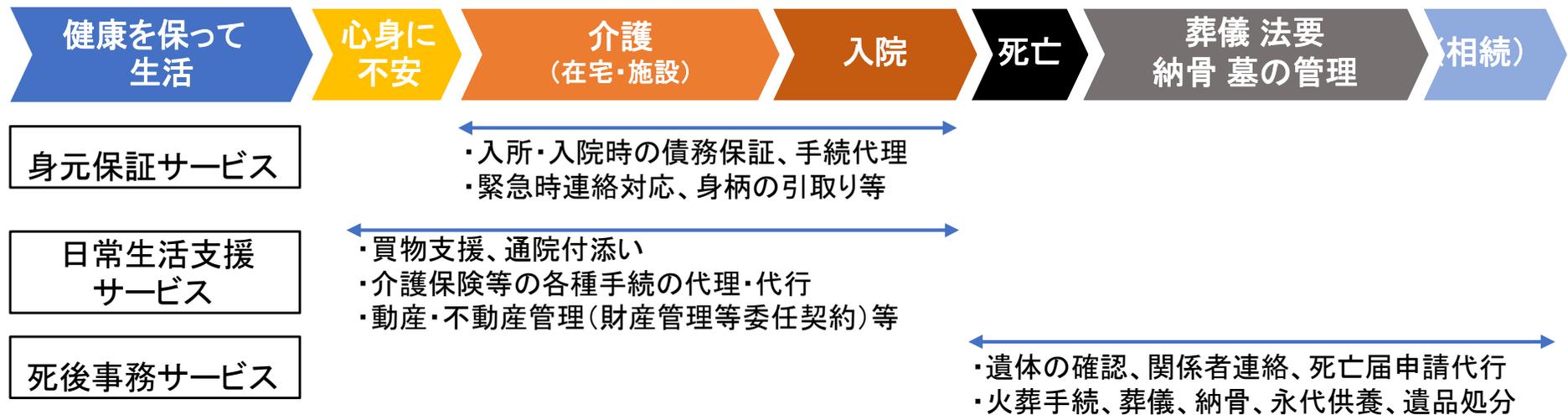
## I 背景

### ○高齢者等終身サポート事業が抱える課題

- 高齢者が入院や入所などの重大なライフイベントに直面する中で、本人が人生の最期まで自分らしく生きられるよう、信頼できる者から意思決定の支援を受けることが必要である。
- これまでは、こうした支援を家族が担ってきたが、今後、頼れる家族がいない人が増加する中で、本人の意思決定を支援する者の確保が課題。
- その選択肢の一つとして、高齢者等終身サポート事業が考えられるが、安心して事業を利用できるよう、一定の質を確保するとともに参入する事業者の増加を図ることが求められている。

### ○高齢者等終身サポート事業／関連サービス(イメージ)

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果（概要）  
（総務省）（令和5年8月）より抜粋



〔上記サービスに関連するサービス〕

- ・任意後見契約(本人の判断能力が不十分→家庭裁判所へ申立て→後見監督人選任→後見人による財産管理、契約行為の代理)
- ・遺言(遺言書作成・支援→遺贈・相続)

## II 高齢者等終身サポート事業を行う事業者の概況

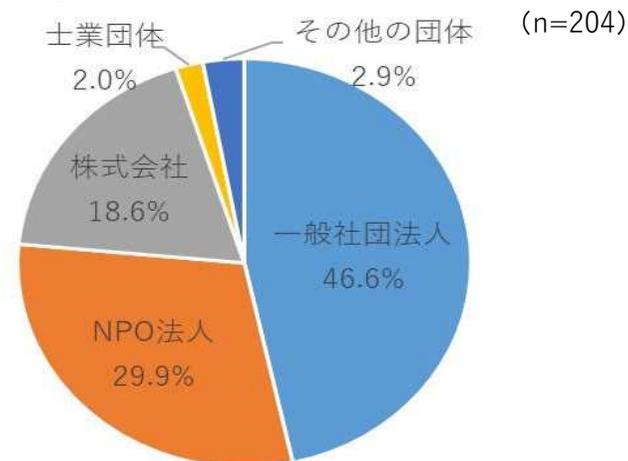
身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果（概要）  
（総務省）（令和5年8月）より抜粋

### ○調査対象とした事業者

- インターネット検索や聞き取りにより調査対象に該当すると考えられる412事業者をリストアップ
- 上記のうち、調査に協力の得られた**204事業者**※を対象に調査を実施
  - － 実地調査：88事業者
  - － 書面調査：116事業者

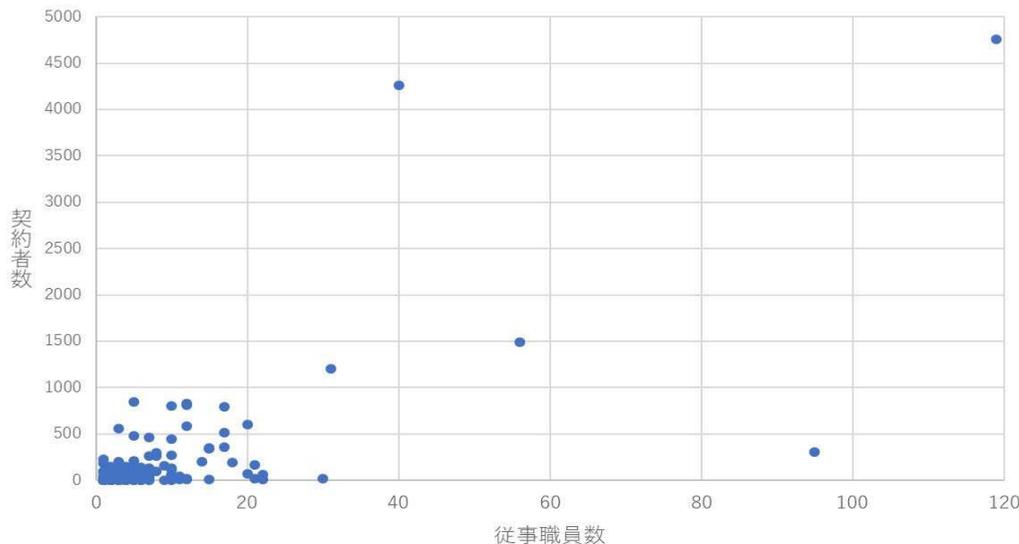
※ 高齢者を対象に「身元保証サービス」を実施し、かつ「日常生活支援サービス」、「死後事務サービス」の両方又はいずれかを実施している事業者

### ○調査した事業者の法人形態



### ○調査した事業者の従事職員数、契約者数

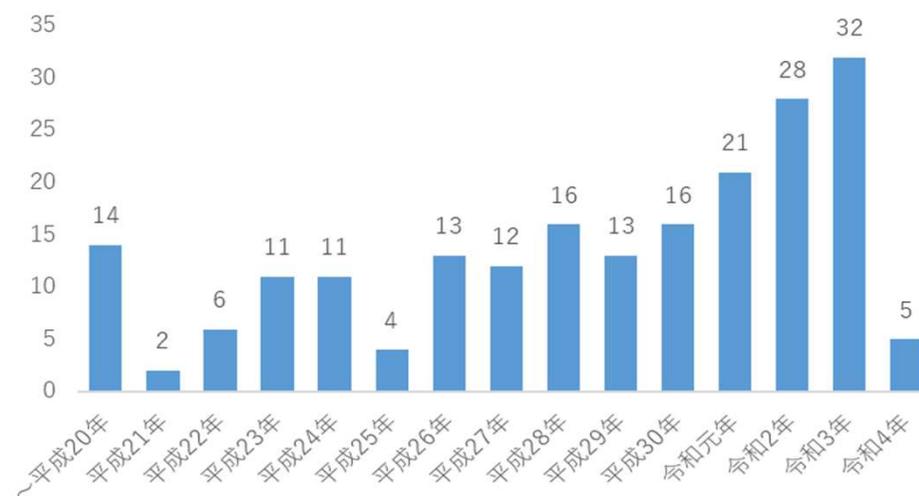
(n=190)



⇒ 従事職員数20人以下の事業者がほとんど  
（従事職員数5人以下が6割、契約者数9人以下が1/3）

### ○調査した事業者の事業開始年

(n=204)



⇒ 事業開始後10年に満たない事業者が約8割

〔通知日：令和5年8月7日 通知先：厚生労働省、消費者庁、法務省〕

## 調査の背景

- ◇ 高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加
- ◇ 家族による支援を受けることが困難な高齢者を対象に、入院・施設等入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」が出てきており、今後、需要が高まる見込み
- ◇ 一方、事業者の経営破綻に伴うトラブル等も発生しており、利用者が安心できるサービス・事業者の確保が課題  
⇒ 消費者保護の推進とともに、事業の健全な発展のために必要な行政上の措置の検討に資するため、身元保証等高齢者サポート事業の実態について、行政機関による事業者への実地調査を含めた全国調査※を初めて実施

※事業者の公的リスト等がないため、インターネット検索等により412事業者をリストアップし、このうち協力を得られた204事業者を調査

## 主な調査結果・課題提起

- 身元保証等高齢者サポート事業を直接規律・監督する法令・制度等なし（民法等に基づく民・民の自由契約）
- 本事業については、その特徴を踏まえ、事業者による工夫した取組もみられるが、身寄りのない高齢者を支援するサービスとして、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いと考えられることから、今後、留意すべき事項や求められる対応の方向性について課題提起

事業の特徴	実態（主な調査結果）	留意すべき事項・対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約主体は加齢等により判断能力が不十分になることも想定される高齢者</li> <li>・ 死後のサービスを含み契約期間が長期</li> <li>・ サービス提供方法、費用体系が多様</li> <li>・ 契約金額が高額で、一部費用の支払いはサービスの提供に先行</li> <li>・ 契約内容の履行を確認しにくい</li> </ul> <p style="text-align: center;">消費者保護の必要性が高い</p>	<p>〔事業者の取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約内容の重要事項説明書を作成している事業者は少数</li> <li>・ 預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例</li> <li>・ 利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例</li> <li>・ 契約履行の確認を契約書に規定</li> <li>・ 契約書に解約条項がない例</li> <li>・ 遺言書の内容が本人の意思と異なる例</li> </ul> <p>〔地方公共団体等の取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への情報提供が低調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正な契約手順の確保</li> <li>・ 預託金の管理方法のルール化</li> <li>・ 成年後見制度への円滑な移行</li> <li>・ 契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界</li> <li>・ 解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化</li> <li>・ 寄附・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認</li> <li>・ 啓発資料の充実・周知</li> </ul>

⇒ 事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要

## はじめに

- 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題については、「意見のとりまとめ」及び内閣官房の身元保証等高齢者サポート調整チームを中心に整理している状況を踏まえ、**年度内を目途に当面の対応（ガイドラインの策定等）を整理するとともに、法的対応が必要な論点の整理等を進めることを求める。**

## 意見のとりまとめ

### 6. 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題関係

- 独居高齢者の増加が見込まれるとともに、家族がいる場合であっても頼れない状況もあり得る中、本人が意思決定を完結できなくなった際の意思決定支援を補完する仕組みが必要である。
- こうした背景等により、身元保証等を行う事業者が出てきており、今後、その需要の増加が見込まれるが、所管する省庁等が存在せず、消費者問題も懸念される状況となっている。身元保証事業者については、サービスの質を確保し、利用者が安心して利用できることを推進していく必要がある。契約手続や事業者が開示すべき事項などを定めた利用者の適切な事業者の選択に資するガイドラインの策定など、政府全体として課題への対処、整理が必要な状況となっており、まずは適正な事業者の育成を進めていく必要がある。課題への対処方法や論点について横断的に整理し、幅広い解決策を模索していくことが重要である。
- さらに、身元保証、意思決定支援に関する関連制度等の整理や意思決定支援を支える仕組みが必要である。また、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、終活や住まいの支援も含めてコーディネートする体制も必要であり、各地域の実情に応じた独居の認知症の方を含む高齢者の支援体制を築いていく必要がある。

# 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の**手続支援**、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの**死後事務等**について、**家族・親族に代わって支援する**、「**高齢者等終身サポート事業**」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、**死後のサービス**を含み、**契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。**今後、**事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。**

## 全般的な事項

- **事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。**
- 本人との契約に基づき、「**身元保証等サービス**」及び「**死後事務サービス**」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、**利用者の尊厳と自己決定を尊重。**また、**関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。**

## 契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、**民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。**また、**医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。**
- 寄附・遺贈については、**契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。** 等

## 契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、**契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。**利用者から前払金（預託金）を預かる場合、**運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。**なお、履行の際にも**医療・介護関係者等との連携が重要。**
- 利用者からの求めがあれば、**利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。**
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、**成年後見制度の活用が必要。**成年後見人等が選任された後は、**契約内容についてもよく相談することが望ましい。** 等

## 事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、**ホームページ等を通じた情報開示、個人情報**の適正な取扱い、**事業継続のための対策、相談窓口の設置**に取り組むことが重要。

## 関連する制度・事務に関する政府の取組

- 高齢者等終身サポート事業者が行う**金融機関の手続及び携帯電話の解約**について、**調整を行うとともに、今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者の活用が見込まれる関連業界や自治体へのガイドラインの周知**を行う。
- 高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、**関係する制度（重要な治療方針に関する関わり方、介護保険外サービス、死亡届、成年後見制度）の見直し等の検討を進めるほか、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況を踏まえつつ、認定制度等について検討する。**

# 日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



## 1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
  - ※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可
- 【令和5年度末の実施体制】

基幹的社會福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

## 2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和5年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%

## 3. 援助の内容

### 福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

### 日常的な金銭管理サービス

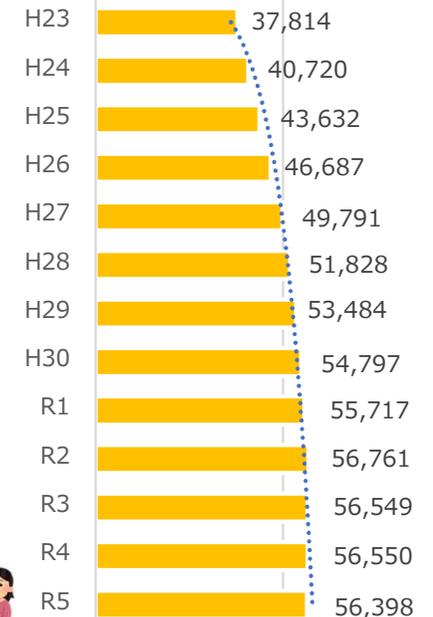
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

### 書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
  - ② 預貯金の通帳
  - ③ 権利証
  - ④ 契約書類
  - ⑤ 保険証書
  - ⑥ 実印・銀行印
  - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)

定期的な訪問による生活変化の察知  
「見守り」

## 4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)



# 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う**ことにより、その**保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援**することを目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

## 総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる**。

※指定居宅介護支援事業者の一部委託可能

## 第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動を選択に基づき行えるよう支援する。

## 指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

## 包括的支援事業の実施



全国で**5,431**か所



## 地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

## 権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進**や、**高齢者虐待への対応**等を行う。

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

**個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証**等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

## 地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

# 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置等により、**地域住民に身近な存在である「市町村が中心となって、」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するもの」**である。（地域支援事業実施要綱より）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号）  
（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 **被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業**

## （1）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

### （A）資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

### （B）ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくりなど

### （C）ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

## （2）協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

### 生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）等の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- 第2層（日常生活圏域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数  
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

# 認知症地域支援推進員

## 医療・介護等の支援ネットワーク構築

- 関係機関との連携体制の構築
- 認知症ケアパスの作成・普及 等



## 関係機関と連携した事業の企画・調整

- 病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援
- 効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- 「認知症カフェ」等の開設
- 認知症多職種協働研修の実施
- 社会参加活動のための体制整備
  - ・ 市町村が適当と認めた者による農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動等の社会参加に対する支援
  - ・ 専門家を派遣する等、利用者に対する技術・専門知識の指導・助言
  - ・ マルシェ等イベントの開催支援 など
- 認知症の人と家族への一体的支援



## 相談支援・支援体制構築

- 認知症の人や家族等への相談支援
- 必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整



市町村

協働

認知症  
地域支援推進員



- 【配置先】
- 地域包括支援センター
  - 市町村本庁
  - 認知症疾患医療センターなど



【事業名】 認知症地域支援・ケア向上事業 （地域支援事業）

【目標】 2025（令和7）年度

- ・ 認知症地域支援推進員の先進的な活動の横展開
- ・ 全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講

# 自立生活援助

## ○対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等や居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者

## ○サービス内容

■ 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

## ○主な人員配置

■ サービス管理責任者  
・常勤専従である場合 60:1以上 ・常勤以外の場合 30:1以上  
■ 地域生活支援員1以上（25:1が標準）  
・サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務が可能。  
・自立生活援助事業所と併設する地域相談支援事業所を一体的に運営している場合は、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務可能。

## ○報酬単価（令和6年4月～）

### ■基本報酬

自立生活援助サービス費（Ⅰ） 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等 又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情 により単身での生活を開始した日から1年以内の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,566単位] ・地域生活支援員30:1以上 [1,095単位]	自立生活援助サービス費（Ⅱ） （Ⅰ）以外の場合 ・地域生活支援員30:1未満 [1,172単位] ・地域生活支援員30:1以上 [821単位]	自立生活援助サービス費（Ⅲ） （Ⅰ）（Ⅱ）以外の場合 利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1 月に1日以上行った場合 [700単位]
--	--	---

### ■主な加算

<b>ピアサポート体制加算</b> 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	<b>集中支援加算</b> 自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定している 場合に限り、1月に6回以上、利用者の居宅を訪 問することにより、自立生活援助を行った場合 500単位/月	<b>同行支援加算</b> 月2回まで 500単位/月 月3回 750単位/月 月4回以上 ,1,000単位/月
<b>緊急時支援加算（Ⅰ）</b> ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに 利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位/日	<b>日常生活支援情報提供加算</b> ※月1回を限度 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が 日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科 病院等に対して情報提供を行った場合 100単位/回	<b>居住支援連携体制加算</b> 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築 し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有し た場合 35単位/月
<b>緊急時支援加算（Ⅱ）</b> 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話によ る相談援助を行った場合 , 94単位/日		<b>地域居住支援体制強化推進加算</b> ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に 係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回

○事業所数 279(国保連令和6年3月実績)

○利用者数 1,198(国保連令和6年3月実績)

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

## 【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

## 本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) \* 複数の市町村で共同設置可

### 地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援  
・相談支援事業者  
・サービス事業者  
等

○ 地域生活支援拠点等  
(地域生活の緊急時対応や地域移行を  
推進する機能を地域で整備)

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

### 地域生活への移行・継続の支援

地域移行に関する支援

- ・医療機関からの地域移行
- ・入所施設からの地域移行
- ・親元からの自立 等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

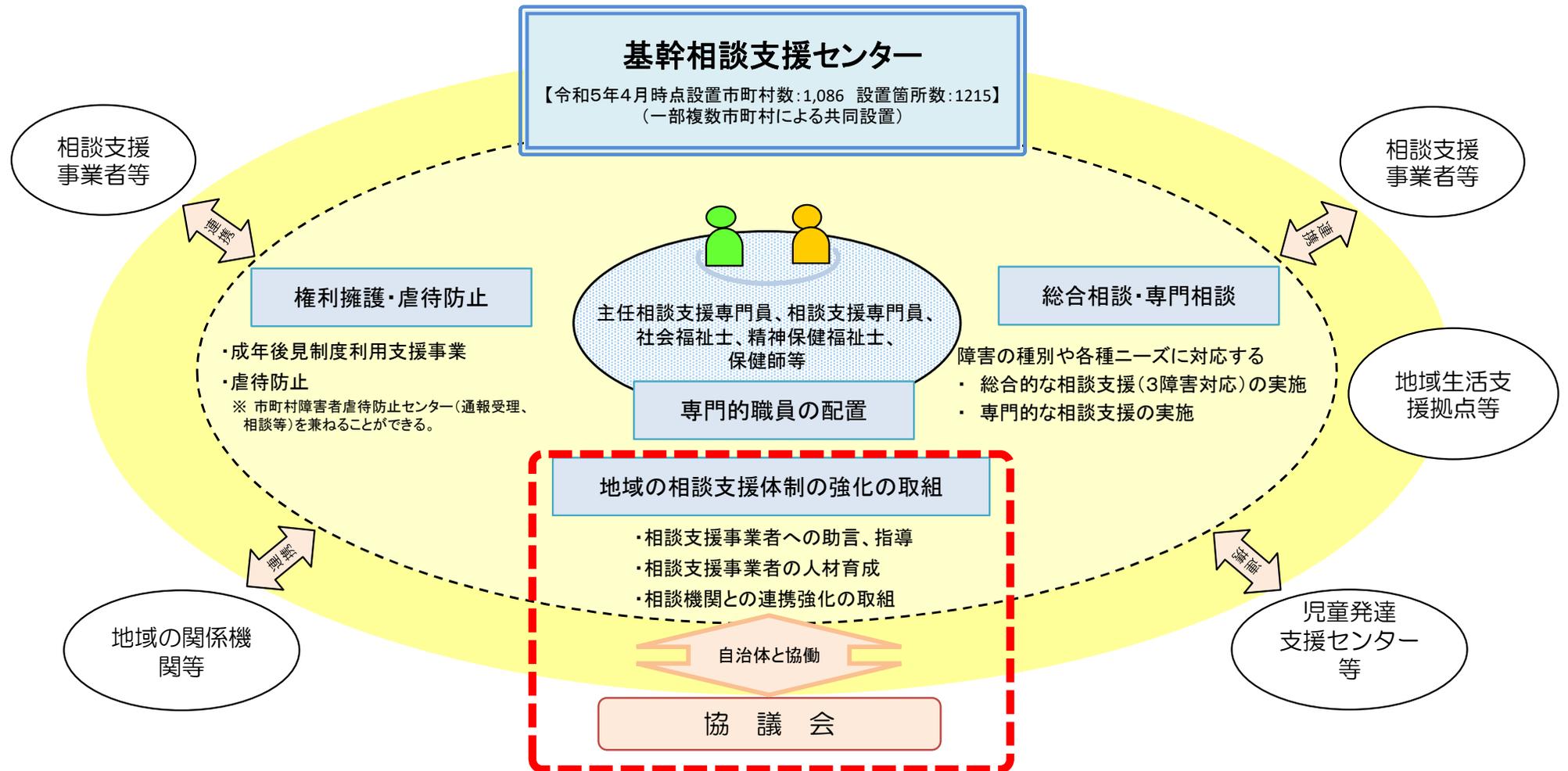
○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じ以下の業務を行う。

※ 基幹相談支援センター等機能強化事業：地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域の相談支援体制の強化の取組 ③自治体と協働した協議会の運営等に係る事業費について、国庫補助対象。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象。



(参考)令和4年度の障害者総合支援法改正により、市町村は基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとなり、従来の総合的な相談支援の業務に加え、地域の相談支援体制の強化の取組と協議会の運営への参画等を通じた地域づくりに係る内容を追記し、その役割を明確化したほか、基幹相談支援センターの設置・運営について都道府県に市町村支援の役割があることを明確化。【令和6年4月施行】

# 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

## 基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

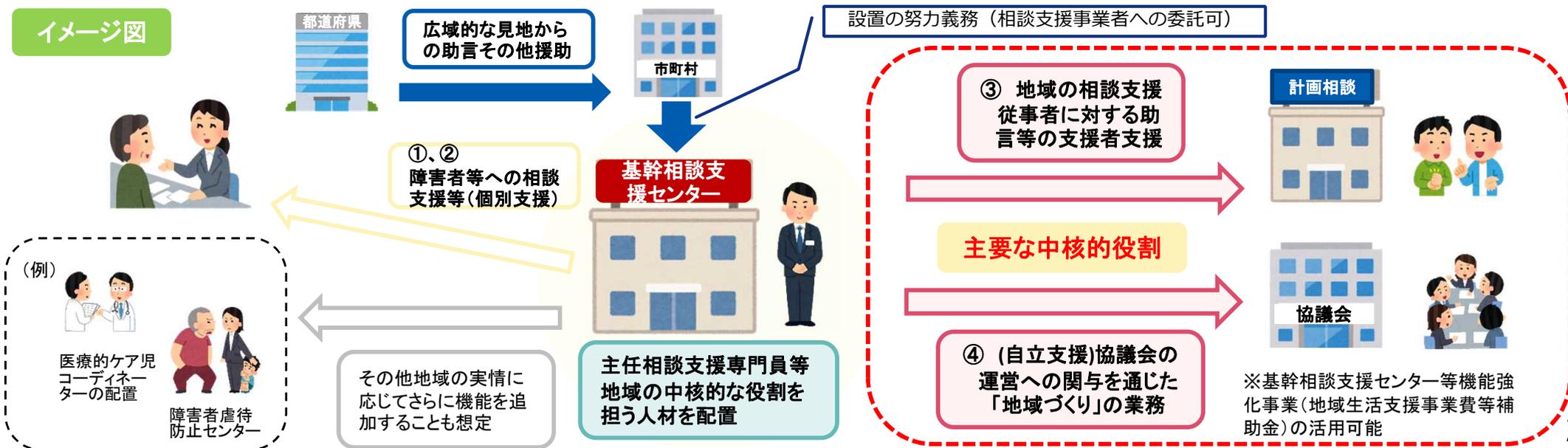
※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置しよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) 新  
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
  - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
    - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
    - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
  - **③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
  - **④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
(法第89条の3第2項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項) 新

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な「中核的な役割」

### イメージ図



# 地域活動支援センターの概要

根拠: 障害者総合支援法第77条第1項第9号  
基準: 地域活動支援センターの設備及び運営に関する  
基準(平成18年厚生労働省令)

## 目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設(法第5条第1項第27号)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能

## 事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施

## 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

## 設置要件等

- 10人以上の人員が利用できる規模(※ 創作的活動の機会の提供等ができる場所や必要な備品等を整備)
- 施設長1名、指導員2名以上の職員を配置

## 補助内容

- 基礎的事業については、地方交付税により措置(平成18年度より)
- 手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」(地域生活支援事業費等補助金)として、国庫補助を実施(国1/2以内、都道府県1/4以内)

## 施設数等

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設数(箇所)	3,038	2,935	2,935	2,849	2,824	2,794
定員数(人)	50,687	48,944	48,703	47,689	47,202	46,780

出典) 社会福祉施設等調査  
(各年10月1日時点)

# 引き取り手のない御遺体等の取扱いに関する実態調査について

## 調査の背景・目的

- ◇ 引き取り手のない御遺体等については、法令上、所在地又は死亡地の市町村が火葬等を行うこととされているが、その際の親族調査や御遺体等の保管等については統一的なルールがなく、対応に苦慮するケースがあるとの指摘がある。
- ◇ こうした指摘を踏まえ、地方自治体における引き取り手のない御遺体等の取扱いについて実態を把握するため、令和6年度、関係法令（※）に基づき火葬等関連事務を行った場合の実態や課題に関する調査研究事業を実施する。

※ 行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地埋葬等に関する法律及び生活保護法

## 主な調査内容（委託内容）

※委託先：株式会社日本総合研究所

### ●自治体向けヒアリング・アンケート調査

人口規模、地域性等を勘案し、20～30自治体を選定し、ヒアリングを実施。併せて、全自治体を対象としたアンケート調査も実施。

（ヒアリング項目イメージ）

- ・ 引き取り手のない御遺体について、制度別（行旅法・墓埋法・生活保護法）の対応件数や担当部署等
- ・ 事案の発生から遺骨の収蔵までに至る対応の手順やマニュアルの有無等
- ・ 遺留金品等の取扱いの実態、御遺体・御遺骨の保管方法
- ・ 関係機関（警察、病院、介護施設、葬祭業者、民生委員等）との連携実態 等

（アンケート項目イメージ）

- ・ 関係法令に基づき火葬等を行った概数、取扱いに関する内規やマニュアルの有無 等

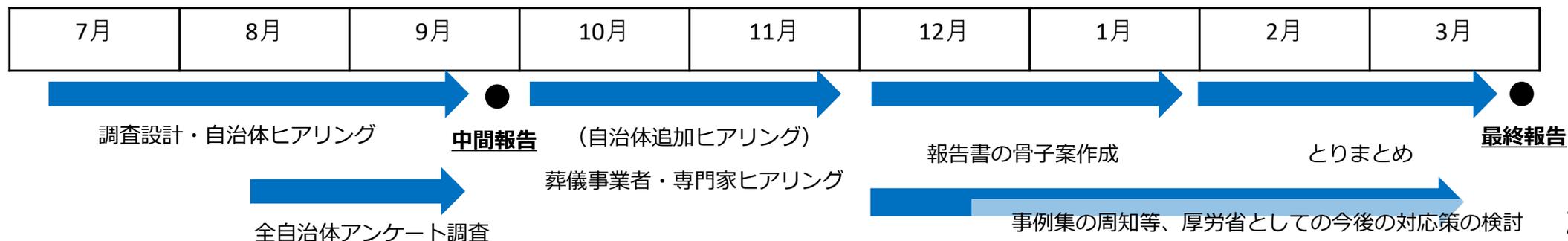
### ●専門家へのヒアリング

自治体ヒアリングで得られた課題や事例の整理、周知の際の留意事項について、引き取り手のない御遺体の取扱いの実態や歴史的経緯、公衆衛生上の課題等について知見を有する専門家からの助言を得る。

（ヒアリング項目イメージ）

- ・ 自治体ヒアリングで得られた課題への対応策
- ・ 自治体ヒアリングで得られた対応事例の評価、周知に当たっての留意事項
- ・ 引き取り手のない御遺体等の取扱いの際に留意すべき事項 等

## 今後のスケジュール（令和6年度）



# 1. 自治体概況把握（アンケート）調査の結果概要（速報版）

## 【調査対象・実施時期、回収状況】

- ・調査対象：市区町村及び福祉事務所設置自治体
- ・調査実施時期：令和6年8月19日～9月13日
- ・回収状況（回答件数）：1,398件（自治体数としては約1,100件）

## 【結果概要】

### ① 墓地埋葬法（身寄りが無く自治体が火葬する場合）及び行旅法（身元不明で自治体が火葬する場合）に関連する事務の実態（令和5年度の火葬の件数）

- ・0件が最も多く404件（38.1%）、次いで1～4件が多く365件（34.5%）である一方で、100件以上が28件（2.6%）存在。  
※数値は墓埋法（身寄り無く自治体で火葬）に係るもの（n=1,059。「把握していない」を除く。）であるが、行旅法（身元不明で自治体が火葬）についても同様の傾向。

### （対応開始から火葬までの平均的な期間及び最長期間）

- ・平均的期間：3～4日が最も多く228件（26.8%）、次いで2日以内が多く161件（18.9%）である一方で、3ヶ月超の自治体が11件（1.3%）存在。 ※数値は墓埋法に係るもの（「把握していない」を除く。n=851）。
- ・最長期間：3～4日が最も多く146件（19.2%）、次いで7～8日（1週間程度）が多く113件（14.9%）である一方で、半年超とした自治体が12件（1.6%）存在。 ※数値は墓埋法又は行旅法に基づく事案に係る最長期間（「把握していない」・無回答を除く。n=759）。

### （自治体で火葬した方の御遺骨のうち、自治体で預かっている御遺骨の数）

- ・0柱が最も多く609件（54.5%）、次いで2～4柱が多く163件（14.6%）である一方で、100柱以上が8件（0.7%）存在。 ※「把握していない」を除く（n=1,117）

### ② 生活保護法に関連する事務の実態

- ※生活保護法18条2項1号（被保護者が死亡し葬祭を行う扶養義務者がおらず、葬祭人がいる場合）と、同項2号（被保護者以外で死者について葬祭を行う扶養義務者がおらず、葬祭人がいる場合）について記載。

### （令和5年度の葬祭扶助の件数） ※生活保護法18条の根拠条項ごとに集計を分けていない自治体は以下の件数から除外。（「被保護者が死亡」はn=559、「被保護者以外」はn=549。「把握していない」を除く。）

- ・被保護者が死亡：0件が最も多く175自治体（31.3%）、次いで1～4件が多く172自治体（30.8%）である一方で、100件以上が7自治体（1.3%）存在。
- ・被保護者以外：0件が最も多く381自治体（69.4%）、次いで1～4件が多く121自治体（22.0%）である一方で、20件以上が10自治体（1.8%）存在。
- ※対応開始から火葬までの期間や、自治体で預かっている御遺骨数については、身寄りが無く自治体が火葬する場合と同様の傾向。

### ③ 3法に共通する事務の実態

#### ・引き取り手のない御遺体・御遺骨に関する事務のマニュアル・内規の有無

マニュアル・内規がある：156件（11.2%）、マニュアル等はないが担当者の引き継ぎレベルのものはある又は都道府県や他自治体のマニュアル等を参照している：621件（44.5%）、特になし：611件（43.7%） ※n=1,398

#### ・厚生労働省の「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱の手引き」の活用状況等

参照している・参照したことがある自治体：859件（61.4%）、知っているが参照はしていない自治体：142件（10.2%） ※n=1,398

## 2. 個別自治体ヒアリングの結果概要

【調査対象・実施時期】15自治体、令和6年7月23日～9月13日

### 【結果概要】

#### ①引き取り手のない御遺体の発生連絡から火葬、費用請求等の一連の手続きの実態

##### （主な共通点）

- 引き取り手のない御遺体の発生を最初に把握するのは①警察、②医療機関に大別できる。
- 火葬は葬儀業者が実施。火葬後は、法定相続人の範囲で親族に連絡し、御遺骨や遺留品の引取と費用の支払を求める。

##### （主な相違点）

- 火葬の判断のタイミング**：一定範囲の親族に連絡し引き取り手がなかったことが明らかになってから判断する自治体と、発生連絡があった時点で火葬手続きに入る自治体がある。
- 火葬までの期間**：すぐに火葬手続きを開始する自治体では1週間程度が多いが、一定範囲の親族に連絡を取ってから手続きを開始する自治体では1～3ヶ月程度が多い。
  - ※ すぐに火葬手続きに入る自治体の理由（以下の点が複合したもの）：
    - ①御遺体を保管できる場所がなく、すぐに火葬する必要がある（医療機関から早急な引取を求められる、葬儀事業者に安置してもらうにも費用がかかる等）、
    - ②長期保管すると御遺体の状態が悪くなるため、可能な限り早く火葬することが本人のために望ましいという考え方、
    - ③経験上、親族が火葬を引き受ける可能性が低いという認識（連絡をしても反応がない、反応があっても引取に至らないケースが多い等）
    - ④警察や医療機関により御遺体を引き取る親族がないことが調査済という認識
- 遺族が御遺骨を引き取る場合に火葬費用の支払を求める自治体と、求めない自治体がある。

#### ②御遺体・御遺骨の保管の実態

##### （主な共通点）

- 警察が介入した場合、検視が終わるまで警察が御遺体を保管。医療機関で死亡した場合は速やかな引取りを求められる。
- 自治体が引き取った後の御遺体は、葬儀事業者に依頼し、葬儀事業者又は火葬場で保管。
- 火葬後の御遺骨について多くの自治体は、墓地等で一定期間個別に保管し、その後合祀。

##### （主な相違点）

- 御遺骨の保管場所は、市営墓地やその他の墓地、自治体の建物内での管理の場合もある。

#### ③自治体が御遺体・御遺骨の取扱いについて課題を感じる点

- 親族調査に関する業務負荷、火葬に係る業務負荷・費用負担、御遺骨の取扱い、遺留金品の取扱い等が挙げられたが、自治体の規模等によって、負担に感じる部分も異なる。
  - 大規模自治体は、火葬に立ち会う等は行っておらず、最後に残った御遺骨や遺留金品の扱いに困難を感じている一方、
  - 小規模自治体は、業務が定型化されていないため親族への連絡文書の作成や、火葬に立ち会う場合の火葬の時間的負担に、困難を感じている。
- 御遺体を保管しておける期間が短い場合は自治体による火葬の判断は早く行わざるを得ず、親族調査の猶予がなく、後に親族との間でトラブルが生じるリスクがある。一方で、長く保管しておける場合は、期間等の目安を定めないと、保管のコストが高くなったり御遺体が傷むリスクがあったりする。

## 3. 今後の検討課題及び調査方針

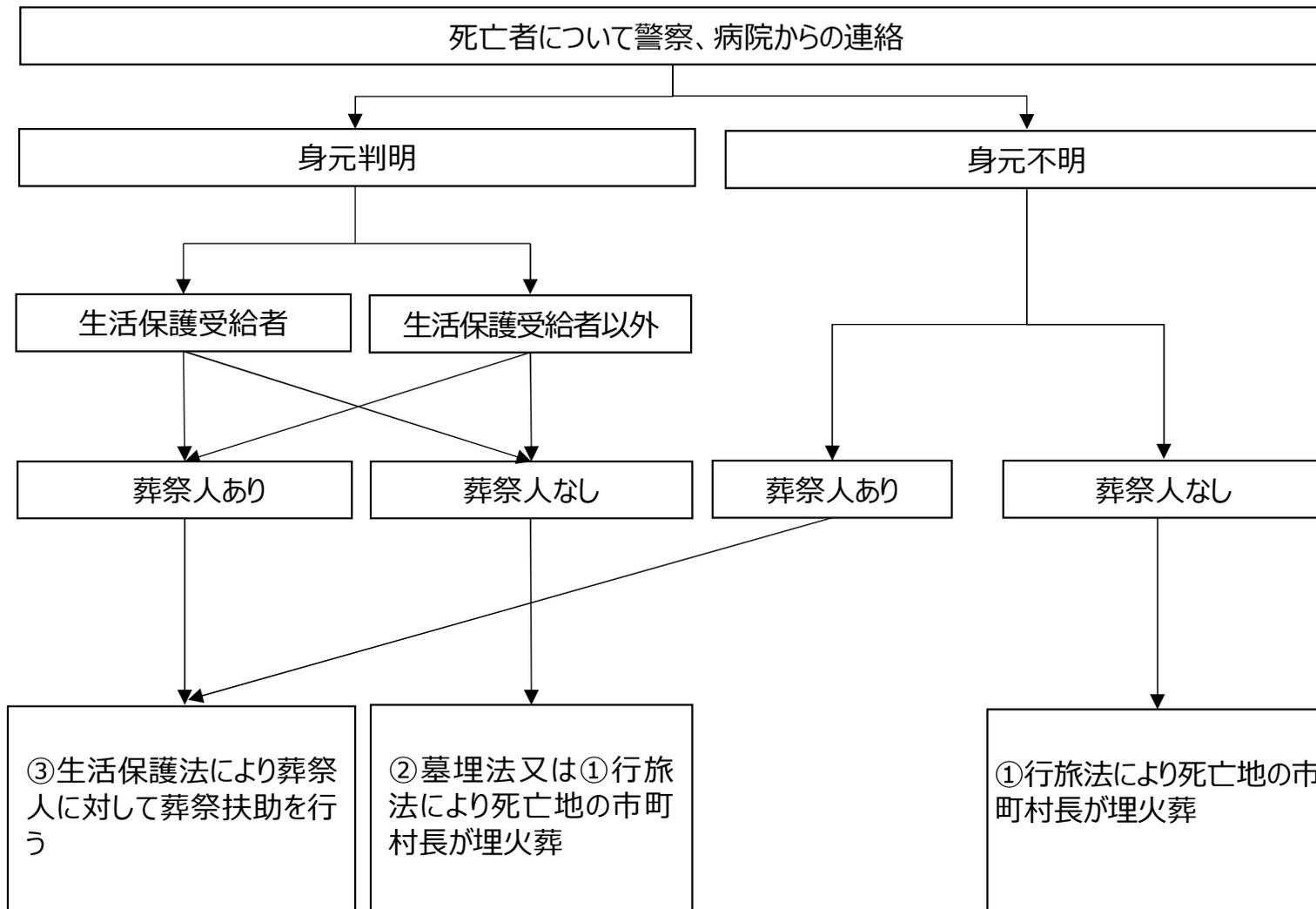
### 【検討課題】

- 御遺体・御遺骨の取扱いについては地域性が見られる中で、これまでのヒアリングを通じて整理された自治体の特徴に応じた対応の事例について、どのように評価するか
- 自治体における身寄りのない御遺体・御遺骨の発生から終結までの事務手続きの円滑化及び負担軽減のため、どのような対応が考えられるか

### 【最終報告に向けた調査方針】

- ① 自治体概況把握調査の整理及び追加の自治体ヒアリング
- ② 葬儀事業者ヒアリング
- ③ 専門家ヒアリング及び今後の対応策の検討

【参考】 身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ(例)  
「身寄りのない方が亡なられた場合の遺留金等の取扱いの手引」に基づき作成



(遺留金等の処理へ)